

建設工事等一般競争(指名競争)

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

令和6年度 入札・契約制度の改正等について(工事契約)

令和6年度に高知市上下水道局が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は下記のとおりです。

記

制度改正の概要

■ 1 週休2日制モデル工事の試行について

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、令和4年度から高知市上下水道局が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」を試行導入しています。

令和6年度については、新たに営繕工事を対象とするなど以下のとおり対象工事を拡大し、引き続き試行運用を行うこととします。

(1) 対象工事

現 行	改正後(R6.4.1以降の公告から適用)
請負対象金額500万円以上の土木系工事 (土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事)	・請負対象金額が130万円を超える営繕工事(建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるもの) ・営繕工事を除く請負対象金額500万円以上の全ての工事

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。

- ・現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)

(2) 実施方法

○発注者指定型

- ・対象期間で「4週8休」の確保をするもの
- ・労務費等の補正を行った上で発注するものとし、4週8休が確保できなかった場合は、補正分を減額変更する。

※ 請負対象金額5,000万円以上(経費補正前の額)の営繕工事については、原則発注者指定型の対象とする。

○受注者希望型

- ・受注者が対象期間で「4週6休」「4週7休」「4週8休」を選択し、確保をするもの
- ・発注段階では、労務費等の補正は行わず、工事完成時に現場の閉所状況に応じて、補正分を増額変更する。

(3) 対象工事である旨の表示

特記仕様書及び入札公告にモデル工事の対象である旨を明記する。

※ 詳しくは、高知市上下水道局技術監理課ホームページの「高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」の試行について」をご覧ください

■ 2 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、地方公共団体の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされています。

さらに、建設業の担い手の育成及び確保には、法定福利費の適切な支払のための取組の強化が求められていることから、令和6年度から予定価格が130万円を超える全ての建設工事においては、契約締結後に受注者が提出する請負代金内訳書において、法定福利費の明示を求めることとします。

なお、これに伴い、契約約款についても以下のとおり改正を行います。

【工事請負契約書 契約約款】

現 行	改 正 後
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p>

※ 詳しくは、「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について(高知市上下水道局)」をご覧ください。

■ 3 入札書及び見積書等への押印省略について

入札書及び見積書については、高知市上下水道局への競争入札参加資格申請時の書類において使用印鑑として届け出た印鑑の押印を必須としていましたが、令和6年4月1日から高知市上下水道局に提出する入札書及び見積書について、代表者（入札参加資格登録において入札の権限を委任されている支店

長等を含む。)の印又は入札における代理人使用印の押印省略を可能とします。

ただし、入札における委任状への代表者印の押印については、これまでどおり必須とします。

入札あるいは日時を指定して事業者を招集し見積書を提出させる競争見積(小規模工事等)(以下「入札等」という。)において代表者印又は代理人使用印の押印を省略する場合、これまでの押印に代わる文書の真正性を担保するため、入札等に参加する者の『顔写真付きの本人確認書類』により本人確認を行うこととします。

(1) 押印省略を可能とする書類

令和6年4月1日以降に高知市上下水道局に提出する入札書及び見積書

(2) 押印を省略する場合の本人確認方法

本人確認は、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証, マイナンバーカード, パスポート, 顔写真付き社員証等。顔写真付きの名刺は不可)により行う。

※ 詳しくは、「入札書及び見積書の押印省略について(高知市上下水道局)」をご覧ください。

■ 4 総合評価落札方式の評価項目の改正について

総合評価落札方式における企業の評価項目について、建設業界の担い手確保及び女性活躍の支援の観点から、令和6年度から新たに『若手技術者・女性技術者の配置』に関する項目を設定します。

また、同じく企業の評価項目について、今後の高知市の災害復旧に係る更なる対応力強化の観点から、新たに『災害復旧工事の受注実績』を採用し、災害復旧工事の受注に対して事業者インセンティブを付与することとします。

※ 『災害復旧工事の受注実績』については令和6年度は周知期間とし、今後の高知市の災害復旧工事の発注状況に応じて令和7年度以降の適用を予定

○若手技術者・女性技術者の配置(新設)

現 行			改 正 後		
評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点
(新設)			若手技術者・女性技術者の配置	41歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 有	1.0又は0.5点
				41歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし

○災害復旧工事の受注状況（新設） ※土木一式工事の発注時に採用する。

現 行			改 正 後		
評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点
(新設)			災害復旧工事の 受注状況	受注実績 有	1.0 又は 0.5 点
				受注実績 無	加算点なし

※ 詳しくは、「総合評価落札方式にかかる制度(評価基準ほか)について(高知市上下水道局)」をご覧ください

■ 5 積算疑義申立手続に関する制度の見直しについて

競争入札における透明性・公平性・公正性を確保するため、土木系工事や測量及び土木設計の委託業務の一般競争入札においては、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、当該入札の参加者がその内容の確認を申し立てる場合の手続として、『積算疑義申立制度』を導入しています。

本制度において、開札後に金入り設計書を開示するとともに積算疑義の申立てを受け付ける期間について、現在は開札日の翌日から2日間（閉庁日を除く。）と設定していますが、令和6年度からは金入り設計書の開示を開札日当日から開始するように運用を一部変更することとし、積算疑義申立ての際の事務の流れについての見直しを行い、落札者の早期公表を図ることとします。

※ 詳しくは、「建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続について(令和6年4月1日改正)(高知市上下水道局)」をご覧ください。

■ 6 設計業務受託者（及び人的・資本関係業者）の工事発注時における参加制限について

請負工事の発注においては、入札参加者間で適正な入札が阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、入札の公平性を確保するため一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めないこととしています。

この取扱いに加え、令和6年度からは対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者についても入札参加を認めないこととすることとします。

なお、これに対応するため、関連規定について以下のとおり必要な改正を行います。

○建設工事等指名競争入札参加者の指名基準

現 行		改 正 後	
指名基準の留意事項		指名基準の留意事項	
項 目	摘 要	項 目	摘 要
13 資本関係又は人的関係のある者	同一工事又は業務において、資本関係又は人的関係のある者を指名しないものとする。	13 資本関係又は人的関係のある者	(1) 同一工事又は業務において、資本関係又は人的関係のある者を指名しないものとする。 (2) <u>当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者を指名しないものとする。</u>

○高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領

現 行		改 正 後	
4 入札参加資格要件等 (新設)		4 入札参加資格要件等	<u>(7) 当該発注工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。</u>

■ 7 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（継続）

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成 25 年 12 月 18 日（平成 31 年 4 月 1 日一部改正）から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大（130 万円超）
- ・災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大

※ 詳しくは、「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について F」をご覧ください。

■ 8 電子契約サービスの導入について

デジタル技術の活用による行政サービスの効率化及び事業者の契約締結に係る作業負担の軽減や利便性向上を図るため、契約手続を電子化する電子契約サービスを導入します。

なお、電子契約システム導入後においても、紙媒体による契約は引き続き可能とします。

※ **電子契約の運用に関する要領等の制定及び導入検証作業完了をもって、順次導入を開始します。開始時期については、決まり次第ホームページ等でお知らせします。**

【電子契約】

事業者が一方の当事者となる契約であって、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいう。

(電子委任状法第2条第2項から抜粋)